

令和 6 年度 集団指導資料

運営指導を通じたの留意点について (運営基準)

計画相談支援・障害児相談支援

運営指導（運営基準）における留意点

計画相談支援・障害児相談支援

- 1 運営指導の根拠と周期
- 2 これまでの主な指摘事例
- 3 令和6年度報酬改定について

1 運営指導の根拠と周期

	指定特定相談支援事業者	指定障害児相談支援事業者
根拠法令	障害者総合支援法 第10条	児童福祉法 第57条の3の2
関係通知 (厚生労働省)	指定障害福祉サービス事業者等の指導監査について 別添 指定障害福祉サービス事業者等指導指針	指定障害児通所支援事業者等の指導監査について 別添 指定障害児通所支援等事業者等指導指針
運営指導周期	おおむね <u>3年</u> に1度 運営等に重大な問題がある場合は毎年1回	おおむね <u>3年</u> に1度 運営等に重大な問題がある場合は毎年1回

※ 【参考】事業者ハンドブック指定基準編（以下「青本」という。）

2 これまでの主な指摘事例（1 / 13）

（1）内容及び手続の説明及び同意

重要事項説明書の記載内容に不備がある。

- ① 運営規程と相違（例：通常の事業の実施地域）
- ② 実態と相違（例：営業日・営業時間）
- ③ 単位数、単価が報酬改定に対応していない

【根拠】 基準省令第5条第1項

2 これまでの主な指摘事例（2 / 1 3）

（2）相談支援給付費の額に係る通知等

支援対象障害者等（保護者）に対し、市町村から法定代理受領により支給を受けた相談支援給付費の額を通知していない。

【根拠】 基準省令第14条第1項

2 これまでの主な指摘事例（3／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

①サービス等（障害児支援）利用計画の作成年月日が、サービス担当者会議開催日の前になっている。

【根拠】 基準省令第15条第2項第11～13号
（障害児は第10～12号）

2 これまでの主な指摘事例（4 / 13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

②サービス等（障害児支援）利用計画の実施状況の把握（モニタリング）が実施されていない。

【根拠】 基準省令第15条第3項第1号、第2号

2 これまでの主な指摘事例（5／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

③アセスメントやモニタリングの実施に当たり居宅等を訪問していない。

居宅等（障害児の場合は居宅）を訪問する必要がある。

【根拠】 基準省令第15条第2項第6号

※サービス提供現場を訪問することは加算で評価される。

（次ページ）

2 これまでの主な指摘事例（6／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

【参考1】

サービス提供時モニタリング加算

利用計画を作成した計画相談支援対象障害者等が利用するサービスの提供現場を訪問することによりサービスの提供状況等を確認し、記録した場合に算定できる。

【参考2】

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A

VOL.1問86

2 これまでの主な指摘事例（7／13）

（3）指定計画（障害児）相談支援の具体的取扱方針

- ・ 関係機関等初めて計画書を見た人が、利用者本人の実際の生活をイメージできるような表現で記載されているか。
- ・ 本人の意向を、例えば、「安定した生活をしたい」等抽象的な表現のみでなく、本人の意向を汲み取った表現としているか。
- ・ 本人の強みを把握して、助長する視点があるか。
- ・ 本人の日常生活を支える全体計画として、本人・家族に支援目標やその達成時期等が理解され、関係機関が、本人の希望や支援の必要性、各々の役割について把握し、共通認識の下で支援できる内容であるか。
- ・ 支給決定の根拠として、支援の必要な理由・状況を明確にし、福祉サービスの種類・内容・量が真に本人に必要なであるとわかるものか。

2 これまでの主な指摘事例（8 / 13）

（4）運営規程

従業者の員数が実態と相違しているが、運営規程が変更されていない。

【根拠】 基準省令第19条第2号

※令和3年度報酬改定において「相談支援専門員 ○人以上」と記載しても差し支えないこととされました。

※運営規程を変更した場合は変更届を所轄市町村に提出してください。

2 これまでの主な指摘事例（9／13）

（5）勤務体制の確保等

月ごとの勤務表が作成されていない。

日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にする必要があります。

【根拠】 基準省令第20条第1項

2 これまでの主な指摘事例（10／13）

（6） 掲示等

① 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経過年数及び勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項が掲示されていない。

【根拠】 基準省令第23条第1項

2 これまでの主な指摘事例（11／13）

（6） 掲示等

② 事業所の見やすい場所に掲示する重要事項が不十分（相談支援専門員の有する資格及び経験年数並びに虐待防止責任者の氏名の掲示がない。相談支援専門員の経験年数が誤っている。）

【根拠】 基準省令第23条第1項

2 これまでの主な指摘事例（12／13）

（7）記録の整備

サービス担当者会議等の開催記録（会議録）が整備・保管されていない。

【根拠】 基準省令第30条第2項

2 これまでの主な指摘事例（13／13）

（7）記録の整備

整備及び5年間保存しなければならない記録

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- ②個々の利用者（障害児）ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ア 計画案及びサービス等利用計画
 - イ アセスメントの記録
 - ウ サービス担当者会議等の記録
 - エ モニタリングの結果の記録
 - オ 基準省令第17条の規定による市町村への通知に係る記録
 - カ 苦情の内容等の記録
 - キ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 令和6年度報酬改定について（1／8）

運営基準に係る主な改定内容

- （1）相談支援員を配置することができるようになった。
- （2）管理者の兼務要件の明確化。
- （3）虐待の防止の措置に係る変更内容。
- （4）意思決定支援とインクルージョンの推進。
- （5）その他

3 令和6年度報酬改定について（2／8）

（1）相談支援員を配置することができるようになった。

【配置に必要な要件（①及び②のいずれも満たすこと）】

①事業所

ア 機能強化型サービス利用支援費※の算定要件を満たしていること。

※障害児相談支援の場合は、機能強化型障害児支援利用援助費

イ 主任相談支援専門員による相談支援員に対する指導体制の確保されていること。

指導体制の確保とは、つぎの3点が行われている状態

- ・ 利用者の情報やサービス提供で注意事項を伝達する会議の定期的な開催
- ・ 全相談支援員に対する相談支援専門員同行での研修の継続的な実施
- ・ サービスや援助技術が向上するための指導や助言

②相談支援員

社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を所有し、その業務に専従する者。

（※一定の条件を満たした場合に兼務は可能）

3 令和6年度報酬改定について（3／8）

（1）相談支援員を配置することができるようになった。

【計画相談支援において相談支援員が単独でできない業務】

- ① サービス等利用計画※¹案の説明及び同意※²
- ② サービス等利用計画※¹案の交付
- ③ サービス担当者会議の開催等による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取
- ④ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画※¹案の説明及び同意
- ⑤ サービス等利用計画※¹の交付
- ⑥ サービス等利用計画※¹及びモニタリング期間の変更

※1 障害児相談支援の場合は、障害児支援利用計画 ※2 障害児相談支援の場合は除く。

主任相談支援専門員等に同行し、利用者に対する計画相談支援全体に関わる必要がある。

3 令和6年度報酬改定について（4／8）

② 管理者の兼務要件の明確化。

※基準省令第4条より抜粋

原則として、専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。

ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは…（以下省略）

以下の場合とは…

ア 当該事業所の従業者としての業務に従事する場合

イ 他の事業所の管理者又は従業者としての業務に従事する場合に (ア) (イ)を満たす場合

(ア)当該事業所で発生することを適時かつ適切に把握し、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令ができる

(イ)当該事業所での緊急時に、あらかじめ対応の流れを定め、管理者自身が速やかに出勤できる

3 令和6年度報酬改定について（5／8）

（3）虐待の防止の措置に係る変更内容

虐待の防止（基準省令第28条の2）

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- ・ 虐待防止委員会の定期的な開催と従業者への結果の周知徹底
- ・ 従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ・ 虐待防止のための担当者の配置

変更点① 虐待防止委員会の構成員に利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等を加えることを努力義務化。

変更点② 虐待防止委員会での対応状況及び従業者に対する研修を記録し5年間の保存。

変更点③ 虐待防止担当者と管理者は研修を受講することが望ましい。

【注意】今年度より虐待の防止の措置が未実施の場合は、事実が生じた月の翌月から減算となる場合があります。

3 令和6年度報酬改定について（6／8）

（4）意思決定支援とインクルージョンの推進。

計画相談支援

【新設】 基準省令第2条第6項

指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより（中略）全ての者が共生することができるよう（中略）利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望も踏まえて（中略）地域生活への移行の推進に努めなければならない。

3 令和6年度報酬改定について（7／8）

（4）意思決定支援とインクルージョンの推進。

障害児相談支援

【新設】 基準省令第2条第6項

指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより（中略）全ての児童が成長できるよう（中略）障害児の地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

【改正】 基準省令第15条第2項第1号

相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

3 令和6年度報酬改定について（8／8）

（5）その他

① 経過措置期間（令和6年3月31日まで）の終了。

ア 業務継続計画の策定

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策

② 利用者との面接時のオンライン等の活用。

利用者に対するアセスメント及びモニタリングは、原則、居宅等*を訪問
(※障害児相談支援では居宅)

離島等の僻地に居住し、かつ、訪問に時間を要する利用者は要件を満たす場合は、面接にオンライン等を活用できる。